

1971年第32回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 6月21日(第5日目) 午前10時10分開議 午後4時38分散会

2. 出席議員(21名)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 稲 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安 次 嘉 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 棚 原 憲 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 蔵 清 次郎 |

3. 欠席議員(1名)

16番武島行男

4. 議事説明員

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 市 長 崎 間 健一郎 | 助 役 沢 紙 安 一 |
| 収 入 役 興 屋 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 部計課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消 防 長 伊 佐 雅 仁 |
| 固 定 資 産 課 長 武 島 正 孝 | 代 理 官 武 島 清 康 |

水道部長 ~~仲村春夫~~ 営業課長 ~~奥田博弘~~
 会計課長 天久 実 工務課長 ~~金城健策~~

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
 議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫
 書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第 5 号) 1971年6月21日(月曜)

日程第 1	委員会審査期限延期要求について (総務常任委員会) (議案24, 25, 26, 27, 28, 32, 33号)
日程第 2	委員会審査期限延期要求について (経済民生教育常任委員会) (議案40, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 伊清16号)
日程第 3	議案第40号 1972年度宜野湾市一般 会計入支出予算
日程第 4	

NO 17.

第88回 定例会

議長

定足数に達してありますので第88回、
宜野湾市議会定例会(第5日目)の本会議
を開きます。(午前10時10分)

議長

本日の日程はあてもとにあくはりして
ありますと3の日程表(第5号)のとおり進
めてまいります。

議長

日程第1、委員会審査期限延期要求
について、日程第2、委員会審査期限延期
要求について、以上2件につきましては
あてもとに配布をしております。委員会審
査期限延期要求とあり期限延期を認
めることに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので期限延期を
認めることに決しました。

議長

質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時10分)

再開いたします。(午前11時30分)

議長

歳入歳出予算の質疑をこれから行
います。最初に歳入から質疑を行な
うと思っております。質疑のある諸君は挙手を願
います。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時30分)
再開いたします。(午前11時31分)

12番

固定資産税の滞納とはどういうこと
ですか。

税務課長

どういうことか固定資産税の滞納に
なっておりますか。

12番

いえ、何故徴収出来なにか、と言
うことです。市民税は理解出来ます。固定
資産税の滞納と言うことは、これは誰か
ふれたんだと、誰にかわらうか。

税務課長

これについてです。1番、2番、3番、
市外の方、固定資産、家を建てて、それを

11月の向にか。どこかへ行かれて。又。ど
なたかにうつされて。その時。賦
課する時。人か。どこへ行つて。その
解さんと言うことですね。それが大きい
のでござります。それが一番。手をやいて
いるものでござりますかね。先だって私。
申し上げましたように。こう言う委員会が
ござりましたかね。僕のものじゃ。なんだと
呼んでみた。名義貸しと言うので。か
そう言うことで。たか出て来て。本当
の賦課された時。莫の所有者か。つかまえて
くれたのか。大きな欠かある筈ですね。

12番。

今度で時効にかかるとは。金額にして
おおよそどれくらいですか。

税務課長

時効にかかるとは計算してござりませ
んか。

12番。

おおよそで結構でござります。

税務課長

少々お待ち下さい。一寸資料を持って
ませんか。御参考までにですね。固定資産が
今の徴収率が。これは5月末でござります
か。82.330.。これは。現年度。滞納も。れ

でござります。その後、滞納かでおね、
27.17パーセントと云うことで現年度か82、
01パーセント、今の固定資産税の5月末の
徴収率でござりますか。後で本年度、固定
資産の(聴取不能)後で又、お知らせした
いと思っております。

12番、

大きな原因はあれですか、所有者は
どんどん変って、

秘書課長

そういうことか多々ですね。

12番、

そうしますとですね、ひとりしか追及出
来ないんですか。

秘書課長

あの時裏で売りとばされてござりますの
で、例えば所有者かそのまま、誰か使って
あればですね、使用者課税となりますか。
売りとばされていさんかすようね。

12番、

たかか売りとばされてどこにしようか
ね、所有者かどんどん変る、税金の追及力
は人間ですか。それとも資産ですか。

.....

税務課長

人間です。所有者です。

12番

所有者、最悪の場合には、その人、市外に行つて住所が不明かと言うことにすると、もうおて上げですか。

税務課長

おて上げじゃ、困ると思ひますか。それはあくまでも差押と言う方法も出来るのは出来ますか。

12番

所有者の、その財産を、課税客体をね、強制執行する以外はなにも出来ません。どこまでも人間だけ追及したんじゃない能力かならんでしょう。入員もななし、まあ、あなた方は人員が少なしと言うのでしょうか。その所有者だけを追及したんじゃないかあかならんでしょう。終局的には、課税客体を差押え以外はなにも出来ません。そうすると非常に簡単です。時効にかかると心配はなんでしょう。

税務課長

今度かいはです。滞納たさるうにです。何回となく文書形式であとはやさそと、その時裏でです。差

押えもや、ていくんたど、そう言うことで、72年度は遅めて行うとは思っております。

12番、

今までに差押えた事例はありますか。

税務課長

そう言う差押え事例はございませんが、一応、文書でこうこう何回も送りましてで、その文書によって納めておいております。

12番、

滞納する人は文書で応じますか。

税務課長

70年度でも又回ほど、あとまでや、ていくと言う方法で滞納処理をしていくなど、言う方法で72年度は遅めて行なう、と言う考えは一応構想は、計画はかかっております。

12番、

こわい、みりと相当のわい、者があると思っております。時勢にわい、りは、こわい、大きな問題とて、まじめに納税して、い、る人は馬鹿をみると、言うことになつた、い、税金の趣旨にもとることになります。そう、い、と(聴取不能)。

税務課長

これはですね、賦課する時点でその所有者
主。

12番

あなた方は人間だけ追及してはいるの
ないですか。

税務課長

そうですね。

12番

市民税、事業税はいいでしょう、燃や
ければ、固定資産税というのは、(聴取不能)。
所有者●●若かという言うふうな脱税工作を
しようか、(聴取不能)。

税務課長

ここもですね、賦課する時点で
ね、賦課する時点でも所有者かはっきりした
いはですね。例えば調査の時点で、たま
には家主、いや、いや借主ですね。借主の
方が所有者にたったりですね。借主の方が
そう言った借主は所有者は解さんと言
うことですね。領収書もかいてたと言うこ
とですね。かともと家が所有者。(聴取不能)

12番

..そうしますと、あなた方の、税金の見積り

と云うのは、11 11 加減な資料で、

税務課長

「11」これは本年度、前年度の実績をお
さえてやる訳でござります。

12番

今後どうしますか。と云いますか。

税務課長

何んぞでござりますか。

12番

強制執行してまでと云う気持はあり
ますか。お着念ですか。

税務課長

は「11」これについてはですね、職員と
なしまして、(聴取不能) その中で今後
は、そういうことを、むしろして「11」かなけれ
ば、どうしても市町村では立って「11」けな
し、そこで中部税務研究会が、地所課にそ
の要請しまして、地所課自体で、それ
それについては、詳しく解かんと、そこで
主税局の応援を求めましてですね、職
員の租税徴収法についての研究会をもち
ろと、そういうことによつてしかですね、
この内題は解決「11」けな「11」んじやな「11」か
と、

12番.

研究する必要はな"んじや"な"ですか。

税務課長

"や、大"に"ご"か"ま"す"で。

12番.

何を"で"か。

税務課長

方法等"に"つ"て"も"で"か"ね。

12番.

あなた"は"自"分"の"権"限"と"う"の"は、
また"認"識"し"て"な"ん"で"か。

税務課長

また"認"識"と"う"の"は、"こ"の"問"題
莫"か"ご"が"ま"す"の"で。

12番.

問"題"が"あ"り"ま"す"か。強"制"す"る"に"問"題
が"あ"る"ん"で"か。

税務課長

"や、差"押"え"る"場"合"に"ご"か"ね。頭"の
痛"い"問"題"で"ご"が"ま"す"の"で、そ"う"言"う"問"題
も、あ"る"に"し"て"研"究"し"て"行"う"じ"や"な"か"と。...

12番.

どう言ったことが問題ですか。あなた方の執行権を執行するに問題があるんですか。

税務課長

問題と言うじゃなくてですね。やり方によって難しい点もございますかね。そういう点がござりますので、その辺も含。

12番.

法的に難しいんですか。人情ですか。法的に難しいこともございますか。

税務課長

はい。法的に難しいこともあれば。

12番.

どう言うふうな。私は何々と思うんですか。あなた方に権限があると思っておりますかね。

税務課長

はい。権限はござりますかね。その措置する時点で、法的にまた「うのみだ」と言うことも大きな問題でござります。

12番.

どうですか。

税務課長

また、徴収法についてであり、また詳しく
解さぬと言うことも大きな問題でもあり
誤りなものであり。

12番

これは、あなた方の認識不足でしょう。

税務課長

そうですね。

12番

権限はあつたんじゃないですか。

税務課長

はい。

12番

あなた方の勉強方法であつて、

税務課長

はい、そうですね。

12番

あなた方の勉強不足で税収入が
時効にかかるといふので、市民を迷惑
感です。

税務課長

はい。今先申し上げましたように、そういうことになったように、中部市所村にあっておられますね。その問題は早く解決しなければいけませんよ、と、言うことで問題は投げ出されてありますので、十分研修会をもたしまして、その中を執行して行きたいと、このように進めてあります。

12番

市民の不信感というのは、そういった問題から出て来ます。手始めに打って見ると、人が馬鹿をみるようなことをやっても、さういふ大変ではない。今後は時効にかかるといふ様に、その額からなるべく近くなるように努力して下さい。

税務課長

はい、解りました。

18番

滞納繰越について、ざっと計算してみますと、3万カルを超えていまして、71年度の総計は「くさくさ」していますか。

税務課長

現在の調査が、市税の滞りかと言いはい、5月末の調査ということになりますか。560、219、88セントで、はい、そうです。

14番

これはパーセントでいって、何パーセントぐらいですか。滞納繰越のパーセント。

税務課長

滞納繰越、これはまだ出してごさいます。

14番

従来積算でござると、50,000.-の滞納繰越が積算書よりは出ておりますけど、こゝからござると徴収率は相当よると言う。見込みのたつての滞納繰越の額を計上してごさいます。

税務課長

はい、努力をしておりますのでござります。

14番

今度の市税の徴収、パーセントの率はどのくらい予想してありますか。

税務課長

どうしても90パーセントは前年よりは成績はあつて行かうじやないかと思つております。

18番

90パーセントと言うと、(聴取不能。)

税務課長

今の額についてはおね、滞納合については50パーセント、予算計上でおかしますか、それについては、その差額は出てくると言う訳です。

14番

私が申し上げるのは、税の徴収率でおね、90パーセントを目標でおね、言うことは市税の調査が現在560,000.ーがおね、もっと徴収率は上ると、言う様に解釈してよろしいでしょうか。

税務課長

はい。

14番

終わります。

19番

只今の質疑応答の中でおね、滞納繰越分が50パーセントでおね、50パーセント計上してあるかと言うことであるか、これは(聴取不能。)

税務課長

こちらについては50パーセント計上までか
ります。

17番、

50パーセント計上してはいると、たると言う
とね、今の市民税、固定資産税、事業、不動産
取得、軽自動車、そういう滞納繰越をさ
っと計算すると、3万近くたつてはいますか。
そうすると、この予算にあふわけては、あれ
か、あとそれだけあると言う計算になる訳
ですか、それとありですか。

税務課長

はい、そうです。

19番、

先程、12番さんか、あ、たんで、あ、
強制執行の内題、そういう場合には、時効
になった場合で、それだけ市民税を
めいに納税をしては、市民は再慶をみる、
そういう形で時効にたつてまぬか、この
人達は何をする、それ、やはり、得をする
と、言うようなことにはならないですか。

税務課長

いや、50パーセントと申しまわりのは、あ、
71年度とれたか、た分は72年度と、しかし
これは、そのまま時効と、言う訳では、あ、はい、

せん。また72年度にはそれがたりは出、て来ま
す。又、その徴収だと言うことにはた
りません。

19番

私がその時効だとは、私は申し上げて
た。ある程度の期間ある。税法にも
りそう部分がある。先、答弁してあり
ます。12番さんに、そうだと、その部分
は、それが今年度、あるは次年度で
あるか、解りませんか、並に期間に
あてます。時効にたるとすれば、これは
大きな問題だとみておられます。この
遺はどうかと言うことなんです。
金額が時効にたるとは申し上げてあり
ます。その一部はもうびき、時効にた
りそう部分があるんだと、先、答弁して
あります。この問題をどうとりあ
るかと言うことなんです。

横濱課長

それに71年度、72年度、73年度と時効
がかかるように、個々の努力を払う
ことでは、それが、すてか時効だ
と言うことは、お考えなさいませ

19番

私も、それは理解しておるんです。

ただ、今後の取り扱ひとしてで可ぬ。半額しか、
 滞納繰越は納税有る方もいふしやうだ
 ころし、そう言う方は人達の誠意を認め
 ざるをたない。けれども、基本原則としては
 納期全部、全額で可ぬ。100パーセント、
 納税をしていただくと言うのか。或は、当
 局としても、さう言うにしてもさういふと
 言うりか、基本的な考え方がと思ひで可ぬ。
 納税義務者のやはり、そう言う方向で努力
 はしてもさういふと、言うことはお互ひに理
 解してつちで可ぬ。時効をまっかうた結果が
 出ると可ぬ。そう言う事例が發生をして
 くと、今後の納税の内題が大きく市民
 にこれが影響を及ぼすと、言うことにな
 りはしたのかと言うことで、さきを考へて
 可ぬ。従つてこの内題は可ぬ。先程の
 固定資産税のありで、もうひとつ違った角
 度から質問しますか。先程、わかゆる同
 借人はいふんだけれど、家主はたしか
 解ふたかと言うのか。当然のようであ
 り、そう言う事実があるか。

税務課長

あり可ぬ。

19番

あり、そうすると家賃は誰に払うか
 ですか。

400
税務課長

そこをですね、追及しようと思って聞
くんですか。たしかに その家だと言うことで
徴収簿を ~~お~~ みたしていらっしゃるんですか。こ
の家だと、それで 今書を送った。そこにお
んと言うことで、戻ってくるんです。そこで
その家主が聞うとした。家主自体、
ただと、ていうんだと言うことでは、せり
おしかてくれたり、月に 問題がある訳で
すようね。

19番.

しかし、その固定資産というの、一応
は、登記所に登記がされておね、そうあり
と、そのおれか、と、こに、りょうか、でおね。
所在を明らかにすることか出来ると思
んでおね。

税務課長

それか、ですね。住所変更届出が全然
されてないんですようね。それって、一番
たやみの種、たんで、おね。

19番.

どうも理解出来ないでおね。結局
土地にし、住宅にし、貸住宅にし、固
定資産でおね、そういう人は、その宜
野湾市内に、つくと、は、或は、おに、土地、お
ある、固定資産がある、と、言う、かけ、であつて

どこに「も」か「解」か「な」と言うのか。今の実態なんですか。

税務課長

「也」中にはそういうことか出て来てで「ね」。今の滞納分になつた固定資産税の「で」ね。徴収か「あ」ちゅうしく「い」と言うことであつて、

19番

「か」か。実際にはそこ「に」なると、幽霊みた「な」形になつて「も」と言うことか「ね」。しかし「これ」は「どう」して「き」つ「め」で、その宜野湾市内に固定資産か「あ」る「款」で「か」か。なん「か」かり「形」で、それは「処」合「し」た「け」は「か」か「た」と思ふことか。そのあたりは、十分検討「な」されて「な」る「ん」で「あ」る。「これは」仮執行も出来「よ」と思ふことか。そういう「手」続「き」等「は」ふ「ん」た「事」例「は」な「る」「款」で「あ」る。

税務課長

「は」、そういうこと「じや」困「る」と言うことか。その「て」ん「に」十分、力「を」そ「そ」で「行」き「な」と、次年度は力「を」そ「そ」で「行」き「な」と、先程「か」か「申」し「上」げ「て」あ「り」ま「す」よ「う」に、中部の研究会内「に」あ「つ」て「も」で「あ」る、その「て」ん「や、」て「行」う「じや」な「か」と、今「それ」に「研」究「中」で「あ」る「か」か「ま」す。

19番

早目に研究なさることはいいですか。そう
言う措置はできぬ。早目にして、一応私の考
え方としては、一応仮執行をやってですね。その
後にそういう研究も出来るかと思っておりますよ。
そういう法的なですね。(聴取不能) と言
う問題は善処をしていただくたい。一応
要望してあります。終わります。

1番

税務関係でござりますが、滞納関係が
各議員から出されておりますか。それだけの
滞納額が出たと言うことは残念でござ
ります。市長は前にも今度の場合は、
どうしても相当上ってあると、言うことま
りわれておりましたか。この予算書から
みました場合には、相当の滞納繰越額
が出ております。そこで今先の質疑の中
にも、当然、そう言うのは徴税すべき
でなうと言う質疑に対して、全然なされ
てない言うような答弁でござりました。
これは前の市長、助役、そういう議会か
ら質疑が出されて、強制執行まで
行ったか。どうかは解りませんが、強制
執行もあってあると言うふうに聞かされて、
よって相当の成果を上げてあるんだと
言うふうに聞かされたのでござりますが、
しかし、今は、そう言うのが、なされてない、言

うことは、むづの姿勢の問題ではなからうかと思っております。そこで一般施政を今一度ひかしたとこ、税関係も全然ふれてござりません。ただ、賦政、非常に苦しう言うだけしか、ゆせてたりのであります。そこで市長の考え方をあ聞きしたいと思っておりますか。この滞納者に対しては、どのような態度で臨むあ考えでござりませんか。それともう一、施政方針の中に、市町村の財源が極度に制限されてる。租税制度の欠点にも内題があると、言うふうに議会答弁で指摘されておりますか。これはどう言、たものを指してあふれませんか。その点あ伺したと思っております。

市長

あ答え致します。今の問題に対しては、おっしゃ通り、最終的にはどうしても強制執行、そういうことをやふなければなりませんけれども、出来ただけ執行した上で徴収したと、言うのが考えでござります。最悪の場合はどうしてもとれないと時効にかかると言うふうになりますと、どうしても強制執行をふなければならぬと、しかし、その間、出来ただけ滞納者を説得して、徴税をみると、納税をしてあふうような方法で行きたいと思っております。

○番

市長の今の答弁はたまはどでござ
 いますか。そのへんがさしなますと、今度は
 時効にかかる。なかゆり滞納を落す措
 置は、全然さしたと云うことでおね。
 滞納は5ヶ年たつたさし時効にたつたしよ
 う。ある程度、毎年これを落してあるは
 ずです。そういうものは強制執行され
 ておりますか。

市長

強制執行出来るものもあれば出来ない
 ものもあると思えます。固定資産のものか
 あれば強制執行も出来ると思えますか。
 本人がたつ場合はどうにもたつんと
 そう言う問題もあります。

○番

今先の答弁がさしなますと、出来るだけ強
 制執行はしたようになます。これはたまは
 どでござります。強制執行と云うのは、出せ
 た人にするものであって、出せる人には
 出す人には出来ないです。そこで出せ
 た。延滞があるかさし強制執行と云うも
 のか出てくる訳です。そこで市長と
 しては、部下職員に対して、そういう手続
 きをしたさしと云う命令がたつと部
 下職員でも出来ると思えます。そのへ
 んは、どう言った様に一応さしたありますか。

市長

そう言った問題に対しましては、十分担当課と話し合つて、これは強制執行ができませんと、これはもう少しには十分に納税出来ると言うふうに判断をしてやりたと思つます。

伊藤

今まではなされたことはごさかれませんか。

市長

ありません。

伊藤

施政方針の中の制限が極度に制限されてある、そして、租税制度の欠点にも問題があると指摘されてゐる。

市長

これは、直接市民に対しての税金は問題はありませんけれども、政府税に対しての、割合とか、問題がある訳でござつます。割合は半分、割合は、割合はちつてもふつたつと、こういう問題が欠陥でござつます。

1番.
この他の税金も(聴取不能)

市長
割合をまましておさいな」と言う意味でござります。一例を申し上げますと、事業税の場合、政府税だった場合、1割かこにくる款でござります。それを半分ぐさいまわして、おさいなはもう少しよくなるんじやな」とか、この考えをもっております。

1番.
2款のあたりは(聴取不能)減になっておりますか。どう言う突で減が生じたか。御説明願いた」と思っています。

税務課長
固定資産の減になった理由は、家屋の場合、法人の場合、帳簿価格をあさるて来た款でござりますか。今度おさいなは帳簿価格じやなくして、その評価をやるように法が改正されましたので、その場合の落としみでござります。普通帳簿価格は、大分、多く書く場合かござりますか。実際の個々の状態じやな」と言うことで、その分は減になる。

1番.
. . . (聴取不能)

税務課長

は、法人の分はまた71年度よりは
よって、という訳でござりますか。法
人の落込みで、その分の減になって、
訳でござります。

議長

午前は終わります。午後は2時から開
きます。

議長

暫く休憩いたします。(午後12時3分)
再開いたします。(午後2時8分)

議長

休憩前に引き続きまして、宜野湾
市の歳入歳出予算の第1款の市税の質疑
を許します。

18番

午前中の質問で滞納繰越の件でござ
りますか。関係課長の説明によりますと、
滞納繰越計上額の倍、滞納繰越が
ある訳ですね、50パーセント計上されて
ある。そうなりますと、60,000、ドル
余りの滞納金があるということですか。
もう少し努力して、くために、徴税額を
上げようとは出来なかったか。

税務課長

今、11番さんかもう一寸成績をよく
 するために、調定額を上げた。調定はそのま
 りでござりますので、計上額かと思ひま
 せんか。それに付いては、勿論、そう
 言うことも考へがたい。しかし、私
 としては、まがは現年度、今ま
 まで滞納、滞納か徴収してま
 せんかと、そう言う方々に限
 って又現年度は滞納でござ
 ります。そこで現年度は
 はやく納ませ、滞納に
 した分を逐次、分割の納
 付、そう言う形をさせ
 る方が、むしろこの内
 題を解決するには、適
 当な方法かと言うこと
 で、やっております。又
 その50パーセントと申
 しますのも、滞納に限
 り、その方々、先程午
 前中にも申し上げまし
 たように、その方がど
 こにおられるか、解
 ない。家について申
 中には先程申し上げ
 ましたように、まはど
 こにおられるか、解
 ない。又、中にはその
 時、徴収する時、既に
 その建物は廃家な
 ったとか、或は撤去
 されたとか、そう
 言うことかござ
 りますので、それを
 上げるのは、一寸無
 理かと申します。失
 礼かも知れませんが、
 何回も申し上げま
 すように、まがは現
 年度に力を入れて、
 その後、滞納に
 対しては、いか
 なる方法、それが
 一番適当な方法か
 と思ひますので、
 そのように計上
 しております。

18番.

過去5年間の滞納額に対する内訳、
これを知りたいのでか。

税務課長

滞納分の徴収率でござりますか。

19番.

滞納額の年度別の内訳、残っている
額です。

税務課長

はい、これについて今持っておりますの
か。66年度先程、12番議員から質問がござ
りました。66年度分はどうなっておりますか
と云うことでござりますか、それと71年度
をもってござります。それで結構でござ
りますか。

19番.

73年7月5年間の資料。

税務課長

はい、~~その~~それの5ほど。

又番.

固定資産税におきまして、納税義務者
である、義務者は誰ですか。資産税

の納税義務者。

税務課長

固定資産の納税義務者は、その該年度の4月1日現在の所有者でございます。

4番

皆さんの令書が4月1日現在から8月以降出される様でござい。その間に年に3、4回家主が変わる、そういう場合の既に4月1日に家主であったりか、5月1日に変わる、又次に変わると言う場合に、相当とれたら出てるんじゃないかと思っております。そういう場合に次の家主がとれる法的問題もありませんか。

税務課長

所有者が変われば、

4番

所有者が変われば前の所有者として、その家の固定資産として、前の家主が払われる分は、とれる法的根拠はたぶんありません。

税務課長

それはございません。4月1日現在の所有者でございます。それが納税義務者でございますので。

又番

そういうようなことで「今回の額が
多く出てゐるんじゃないか。或は、その前が
不明が出てゐるんじゃないか」と思ふたか。
これに対しまして、権利の相続。そういう
時点で、前のそういう義務は、次の家主が
引き継ぐと、言うようなこと法的には、
まだ私もはっきりあしきませんか。そう言
う根拠があると言うことを聞いておしま
すか。単なる売買にのみあつた問題で
あるのかどうか。名義でそういう相続関係
は、売買の時点からいなければ、後はあ
くまで前家主の権限である。その
点はどうなっておりますか。

税務課長

これにつきましては、先程申し上げまし
たように、8月1日現在の所有者しか出来な
い款でございます。例えばこれかですら、
この所有者が前のとおりだと、それが
徴収出来た場合には、使用者（聴取
不能）解任の場合には、使用者課
税と出来まうか。

又番

今家は所在不明というのを先
聞きましたか。どう言う理由でそういう
所在不明か出てくるか。主に炭屋で

すか、土地ですか。

税務課長

家屋でござります。

又番

家屋。

税務課長

はい。

又番

それは主にどこに(聴取不能)

税務課長

それはできぬ、家は中には廃家になっ
ていふのもある款ですようね、賦課する
時真にはちゃんとあったのか。

又番

これは調定の段階で落されり款で
しょう。

税務課長

それかできぬ、大分遅くなってから
発見されたのかできぬ。

又番

。 。 滞りか。滞納の手続きか15年た

の解さんがか、29年、39年後の請求
された場合は、そこが問題がある
ですね、そういう早い手続きをすること
によって徴税の率も高めますね、
次に軍人、軍属が固定資産をもって
いる場合には、課税出来ますか。

税務課長

はい、出来ます。

又審

その手続きはどうか、ありますか。

税務課長

これは（聴取不能）

又審

今、主に滞納にあたって（聴取不能）
結局、家主が解さんと言うのか、
ですね。

税務課長

はい、そういうことでござります。

又審

それはどう言う面か（聴取不能）

税務課長

それについては、滞納の方法としては

今の調査、今の賦課調査係の充実。

8番。

課税した以上は徴収というの加主
でたかと思えますかね、徴収の方法、特に
家主は借り主か(聴取不能)ある程度
登記所あたりも調査してあつたか。

税務課長

これは勿論、登記所が調べて賦課
する訳でござりますか、それか登録した
住所にたかと言うのに問題がある訳
でござうね。

8番。

しかし、これだけの滞納というの、非
常に、殆んど主が解つてたかたかと言
うことには問題があると思えますので、た
るべく額を減かす様に努力を要願した
かと思えます。

税務課長

は、努力いたします。

11番。

今回が予算の形、並に昌頭に
あけるとこの議決権、そのものが大幅に
せはつたか、同時に執行権と議決権
が予算の審議の上で形として現われた

あります。結構かと思つて、私も別に中味
 まで出来るだけけみな「ように努力した」
 と思「います。その前に基本的な面か「伺
 いた「と思「います。施政方針で述べられて
 あります様に、これは努力にはいまって、
 努力に終「てあります。施政方針は大変
 結構かと思つてあります。とこ「か「施政
 方針で述べられて「る。このち「ち「の
 努力事項に対して、当然、予算に反映
 されなければ、「。この施政方針と「う「のは、
 単なる「コー「ポ「ラ「ン「にしか「すぎ「ません。
 従「て、私「か「あ「伺「した「のは、一体「この
 予算で「今回、特に重要目標、努力目標
 が十分反映され、とり入れられて「る。主
 な項目、これは当然、予算編成の時
 刻で、十分、考えられたはず「であります。
 この裏につきまして、市長でもよろし「い
 だ「いますし、或は助役でもよろし「い
 だ「います。私の聞きたり、要旨を十分、と「い「て
 あ「答「え「願「います。検討して「た「ければ
~~お~~あ「答「え「出来「なければ、「。ひと「つ「後で
 もよろし「い「だ「が「います。これはの「ほ「ど
 十分、私「か「納「得「の「く「御「説「明「を「願「
 います。総括の時「刻までよく御「検「討「して
 あ「り「て「下「さ「し「。質問の「ポ「イ「ン「ト「を「変「え
 ます。施政に「つ「いて「あ「伺「致「します。
 市民税に「つ「いて「一「考「に「倍「額「に「な「つ「て「あ
 り「ます。特に個人の場合、倍「以「上「の「納
 税に「な「つ「て「あります。例「え、税「制「度「の「改

悪といひましても、施政者としては、当然
 減税の方向に努力すべきかと思つてあり
 ます。同時に別面で市民の税負担を輕
 減するよう努力するが、努力目標でな
 ければならぬと言ふふうに考へてお
 ります。一体、この税制の改悪によつて、一
 考に借入の増税になつております。これに
 ついてもっと税金の負担輕減をはか
 るような改正がなされたか、どうか。こ
 とつ。もう一考は、この税金の徴収の面
 において、従来事務委託の中で、
 徴収金、徴税事務をとつておりました
 一般質内の中で、17番から機構改
 革の面も出ておりましたけれども、
 313とこれからの制度が変化する段階に
 おいて、徴税業務そのものも、もう少し
 変わった形は現われてくるんじゃないかと
 言ふような期待はしておりましたけれども、
 従前とそんなに変わらなかつた。旧態以前
 のやり方しか、今考へてなかつた。特に徴税の
 面で効果を上げるための、ひとつの手段
 方法として、数年前からの納税組合の内
 題をたけがされておりましたけれども、この
 納税組合は、現在、市が考へておるま
 うな納税組合としてやっておりますとの
 の。規模の大きい自治体単位、或はその
 外の方法があるかと思つておりましたか
 ら、果して効果か、實質的に納税、あ
 くまでも、事務委託による報酬にまよと

この徴税、納税と言うよりは、むしろこの
 手数のかかたない、報酬のたりに、自主的
 な納税組合をもってはいめて、私は納
 税組合の意味があまし、或は徴税の
 方法があまし、予算の中にあふれしてくる
 んじやないかと言うふうに考えております
 か。今年度においてこの徴税業務並みに
 納税思想を高めよために具体的に
 どういうことを考えておるか、従来とな
 るか変わらぬ方法をもってあふれよるか
 か。その二つについてお伺い致します。

助役

今第1案の箇内に対して、お答え致
 します。この度、地方税法、市町村税法の改正
 によりまして、今回の定例会に宜野湾市の税
 条例の改正を提案いたしてあります。それに
 伴って72年度の税の予算の見積りを
 して提案いたしてある訳でございます。おっ
 しゃよように税金は上るよりは安くなると言
 うことは望ましい方向ではありませぬけれども
 税条例の改正も、税法の改正も標準税
 率を示めしてある訳でございます。それで
 税が徴収しなくても、市町村運営が出来
 るならば、税にあってはなにも限りは憲法
 にはなりません。例えは、税法で100分の0.9
 とあるのを、0.1にすることも市町村の財
 政がうまく行けばなにも憲法にはなり
 ません。それで市町村の財政がどうなるか

現在の財政需要をまかなう、十分おろすと
 ならば、なにも皆さん方がなにも議
 決しなくてもよろしいし、又、当局が提案し
 なくてもよろしい訳なんです。問題は税の
 負担というものは、財政需要をまかなう、
 そして十分市民福祉サービスをやると言
 うのか、財源のなかゆゑ負担の原則のな
 らいかと思う訳なんです。税は出さなく
 て、福祉をやれと言うことは、全く矛盾した
 理論でありまして、そういうことは出来な
 い訳であります。

税務課長

2番目についてお答えしたと思っております。
 自主納付と言う形にあって行くには勿論
 P.R. 宣伝もごさります。勿論、今の成績
 徴税成績がよくなったと言うことは、私達の
 宣伝不足と言っても過言ではごさりません。
 そう言うことで私達はそれまでの宣伝、
 そのP.R.に今後多々につくして行くこと共
 に、又、先だって申し上げました。納税
 組合方式、それを今後、ついでに、自主納
 付にあって行きたうと、このように考えて
 おります。しかし、大きな問題が各行政
 区、或は各戸訪問にたしましても、是
 非納税組合を結成したと、皆さんな
 らう言う考えでござりますか。とどのつ
 まりは、誰かこの納税組合にならうとす
 うかと、組合員にならうとすうか。それに

ついで、各組合、各行政区においても、心配の種でござります。それについでには勿論、市の職員たりを、私の方でも説明いたしまして極力初代組合長になつてもさうたい。尚又、皆様方も初代組合長になつていただければ、私としても、幸いと存じております。残るのは、組合長、誰かになつていただくか、誰か協力をお願いして行くかと、それが一番、私の悩みの裏でござります。このためについでに今後その協力方を各自治会、或は各組合を歩きまして、この課税の説明、協力依頼をして行くこと、この様に行政事務連絡会でも話しは進めてござります。

11番

助役の先程の答弁がわかり、この疑問をうたひております。と申し上げますのは、勿論、税金と云うのは、財政需要を十分、或はそれ以上に賄うためには、当然、税金の面で賄つてもいいかも知りませんけれども、しかしながら、私がお聞きして居るのは、今回、倍以上の負担増を強いられた様としております。市民はそこで負担軽減を考ふる立場がございまして、その対象、検討はしたか、たうか、どうか、先程の説明によると世の自給体は、いかに下りてくるんだと、言ふう。な、ことと云うておられますか、もし、

当局が、市民の税負担を少しでも軽減をしようとするならば、そういう制度も十分可能だと、そういう措置も可能だと言うことならば、税制の改正、税法の改正は、たんにしても、段階的に今年度は住民負担、適切な行政を、住民負担を考へて、そして段階的に所得に応じた増税、或は税金を賦課して行くんだと、言うような考へ方は、私は理想であり、或は又、現実的だと言うふうに考へる訳であります。ただ私が聞いてゐるのは、そういう対策を十分検討したか、たかどうか、その点について、今伺つた訳であります。

助役

今度の予算に見積つてありますのは、あくまでも、税法改正に伴つてこの標準税率をもって条例を制定する提議してあります。見積りも、そういう標準税率で、見積りはしてあります。それで、これ以上の改悪と言うことになりまふと、もし仮に標準税率以下に税条例を制定いたしました場合に、地方交付税は標準税率で計算されます。例を以て、宜野湾市の標準税率で、財政需要額が60万ドルあると、算定された場合に、財政需要額が100万あったとした場合に、80万ドルは交付税が交付される訳なんです。しかし、税条例を下つてしまふと、

50万しか税金がはらふなりとなりますと、
 やっぱり交付税の額は80万であ
 ります。変りはなしです。そういうような
 財政のゆとりがなくてですね。宜野湾
 市の財政の運営がなされるか、どうかは
 現在、皆さん方も一目瞭然とお解りの
 ことじゃないかと、言うことでもあります。
 そう言う配慮がはらわれるか、状況であ
 るかどうかは、皆さんお解りじゃないかと
 思っています。この点については、

11番、

この点については、十分承知してあります。
 一方的に交付税のみを考慮して、そして税負担を
 見積りにしてあります。税額の負担をしない
 わけはないと言ふことになさく、結局、市民
 は非常に苦勞する訳であります。そういった
 面をどうも併せて考えて然るべきであ
 ると言ふふうに私は考える訳であります。
 しかしながら、今話したように下げた
 と思っても、下げることによって今度は
 交付税の問題が出てくると、言うような
 ことになさくやむを得ないかも知れませ
 んけれども、しかし、施政者としては、当
 然市民の税負担を出来るだけ軽減
 するよう努力を払っていかなくてはな
 らない、言ふふうに考えて私は賛同をした
 訳であります。これは基本的に施政
 態度でなければいけません、言ふふうに

考えております。以上。

議長

第2款の市町村交付税を併せて
質疑を新したいと思っております。その前に市
町村交付税の率、積算基礎が説明書
書に出ておりますか。それを総務課長の方
に説明を願いたいと思っております。

総務課長

御説明申し上げます。この説明の様式は政府の地方課からの算式が明記されております。 $A \times 1.5 + K - B \times 0.7$ 。これはプラスマイナスEとイコール予算計上額と言うことになつておりますけれども、Aが説明にもありますように71年度の教育費以外の基準財政需要額、一般会計の基準財政需要額でござります。Kが72年度の教育費の単価費用改正による需要額の予想額でござりますけれども、教育委員会の子算算出と大体、500-カルの差がござりますけれども、Bが72年度に予算計上された秘収額、結局先程から問題にあります。総額にして562,705-カル、Eは宜野湾市の場合は今回、予想されておられません。そう言うことで、この算式は現年度の、71年度の基準財政需要額に需要額が大体、15パーセント伸びると、そう言う想定で今度の交付税の算定基準を、単価費用をひき上げると、言うふうな政府の説明でござります。後として、予算の計上額は、琉球政府のほうにおきましては、72年度は282,178-カル、現年度が23,986,767-カルで現年度に比べますと、次年度は26.5パーセントの交付税の伸びがござりますけれども、交付税の算定費用の計算方法が72年度から大分違うようになってまして、このような政府の指導とあり、算定方式に基づき計

としてご紹介します。それで特別交付税につきましては、出来るだけ計上したいようにと、言うふうな指導がございましたけれども、前年度も38、887.1百万円交付決定なっておりますので、是非とも2百万円は確保して行きたいと、言う意味で、政府としては市町村合併の、部落の合併を有する予想がございまして、干ばつとか、いろいろな面で、干ばつ地域の特別交付税が予想されておりました。普通の災害とか、そういうものが予想されたら、市町村においては特別交付税はくまないと、言うふうな指導がございましたけれども、一応20,000.1百万円は確保したいと、言う意味で計上してご紹介いたします。以上御説明申し上げまして、何かありましたら、質疑にお答えしたいと思います。

7番 議長

3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、10款、11款まで質疑を許します。

1番

5款、1項、4目の土木費補助金について質問したいと思っております。この目は政府支出金の土木費、政府補助金になっております。829,501.1百万円の中、下水道事業補助金の379,501.1百万円についてであります。これは琉球政府からの補助金でございしますが、この補助金は、日政補助金か、民政府補助金か、琉球政

府自己財源か、御説明をお願ひします。

助役。

この件につきましては、都計課長が政府と折衝してありますので、都計課長が「私」の「関」した範囲内におきましては、民政府補助と「関」して「あ」ります。

1番。

は「上」の「よ」う「ご」「さ」「し」「ま」す。市匠に債
内「に」あります。27,500,-ドルの中、民政府
補助の379,500,-ドル除「た」30,000,-ドルの
政府補助が「予」算に計上されてありますか。
その30,000,-ドルは説明をみますと、喜友名
中通り道路工事改修工事60,000,-
ドル、新城地内 都計第1号排水路新設
工事60,000,-ドルで「ご」「さ」「し」「ま」すか。この
2ヶ所の工事の30,000,-ドルはたしか
71年度会計年度にも計上されてありまし
たか。71会計年度にはこれは不用額に
なつて「い」る資料か「は」「い」てありますか。そう
言う観点から、似た場合、土木事業費は
72会計年度には琉球政府が5/1セント
の補助金を「あ」たり「ま」せんか。市匠は
補助金獲得の努力か「た」り「た」い「と」言う「よ」う
に、予算評価をうけますか。「い」「は」「ら」
すか。

市長

お答え致します。何回も政府に対して折衝はしてあります。戦後の混乱で宜野湾市ばかりではなく、殆んど各市町村が、現年度の予算にはどの市町村もはらってないんであります。

1番

土木事業の市町村への補助金は、どの市町村にも72年度はたると言う訳でなか。何故なんでしょうか。

市長

政府が日政援助の対応費を出すためには、政府の単独事業が出来ないようでありませう。

1番

それで市町村への補助金は出せないと云うことではあります。これはけしからぬですね。琉球政府も、日本復帰という段階において、これは日本政府も琉球の方に多額の援助をしていきます。それが地方自治末端である市町村に1セントの土木事業費も補助しないと言うことは、これは住民福祉、環境整備の裏から考えまして、もつての外だと言う解釈に立ちますか。これは大変問題だと思えます。はい、終わります。

11番

先程、1番議員から琉球政府からの補助金が少くなると言うような不満がありましたが、私も全くそのとおりだと思います。今の琉球政府の補助と硬直、今からの補助金をあてにするとすることは不可能かと思っております。しかしながら、例えば戦政硬直を来してはじめて、日政援助、新年度の日政援助の交付額を見た場合、これは現年度に比べておそく2倍以上なるといえるのではかと、言うふうに私見しております。と言うことは日本政府は金はあるのですよ。しかし、これをどう言う形で補助金をうけるかと言うことは、これは117まで琉球政府をあてにしては、たもじや117でも戦政权が長く限り戦政硬直化はあそく解消したと、私は見えております。そこで宜野湾市は建設途上にありますし、これはや117も市の建設を停滞させることは、これは許されるような現実であります。そういう立場に立つたならば琉球政府を頼りこして、直結して補助金をもらう、或は日政援助をもらうと言うような意欲、知性があるやきだと私は思っております。これは決して出来な117款ではごかれません。このバイパスも日政援助でやっております。宜野湾市が日政援助でやまできるとは、どれどれまでかは、きり提示しても、そして、議会も一語に束になって、私は許

ちへ行かば、必ずしも可能性はなると言
 うことは、断言出来な訳であります。そこで
 その予算をみまう。この民政府補助金以外の
 琉球政府から出されることの建設業に
 対する補助金と言うりは全く、微々たるもの
 であります。この中で日政援助にたつた
 或は該当する、或は是非日政援助で
 この事業をやさなければならぬと、言うよう
 な、次年度に於ける事業がごまかすか、
 あるならばどうか、御説明をお願ひ致しませ
 ぬ。

助役。

お答えする前に一寸お断りをしてあすま
 す。都計課長は今日家族の病気のため、病院
 に急いで行くために休んであります。それで
 日本政府援助についての工事箇所は申請は
 してありますか。私、どこどこには、きり記
 憶してありませんので、後で都計課長の方が
 お答えさせたいと思っております。今日は出来ませ
 んか。

11番。

11番でしよう。ひとつ、この2-3日中に日
 政援助によることの事業箇所、特に申請
 してある箇所については議会に提出していただ
 きたいと思っております。先程、助役が税金
 を下げると言うことは、可能であると、
 言うふうな御答弁をしてありましたけれども

丁度二の税条例の改正案が総務委員会に
 提出なされてあります。實際の話し住民の
 税負担、外の税金だけじゃなくして、形を変
 えたところのいさな負担が過重負担
 しまして、市民の負担状況をみしました
 場合にですね、相当な負担額じゃな
 いかと、言うふうにして我々市民のふとく
 具合にですね。そのように調査してお
 話です。そこでいさあり今度は税金が
 二倍に値上ると言うことにならと
 税金を負担する市民の立場がいさ
 しい感じの様な感じかしましてね、この
 案は条例改正につましても、いさ
 の検討する範囲内で税率をおさえる
 出来なかとあか。そのつんまで
 けて検討して来た訳であります。と
 曲法と言う悪法の上に重、てしま、て、
 地方議会の能力、権限にあては
 すること出来なと、言うふうな
 こと、市民に増税の負担額を強
 なければいさ、と言うような現
 状にありま。しかし先程、助役の
 説明によると、交付税の額が下
 れば税金を下げること出来な
 かと、言うふうな説明でありま
 す。この交付税の落ち込み分は
 今、私が申し上げたような
 外の補助金、援助金で十分、補
 うような努力を払えなかとあ
 か。そのつんについて、伺、な
 と、思、います。